第二百十五号

令和.

八月十九日

日

曜

木

## 目 次

示

○都市計画事業の認可……………………………………………………四二五

○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見…………… 点 点 五 五

○山梨県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則………… 公安委員会

## 告 示

# 山梨県告示第二百二十八号

業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 都市計画法 令和三年八月十九日 (昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事

山梨県知事 長 崎 幸 太郎

Ŧī.

中央通り線 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業三・四・二十七号 昭和玉穂

二 施行者の名称 昭和町

几

三 事業施行期間 令和三年八月十九日から令和十年三月三十一日まで

1

収用の部分 山梨県中巨摩郡昭和町西条、押越及び河東中島地内

2 使用の部分 山梨県中巨摩郡昭和町西条、 押越及び河東中島地内

# 山梨県告示第二百二十九号

の位置を次のとおり指定したので告示する。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 その関係図書は、 山梨県峡東建設事務所に

備え置いて縦覧に供する。

令和三年八月十九日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

指定の年月日 令和三年八月十一日

百四十八番九、二百四十八番二十及び二百五十五番九 指定道路の位置 笛吹市八代町南字森ノ上南二百四十七番七、 二百四十七番十、

指定道路の幅員 最大五・五九メートル 最小五・〇〇メートル

 $\equiv$ 

兀

指定道路の延長 百五・七三メートル

## 公 告

<u>|</u> 三 五

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

供する。 から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により山梨市 及び縦覧に

令和三年八月十九日

·四二六

山梨県知事 長

力字片瀬千九百二十七番地一外 大規模小売店舗の名称及び所在地 綿半スーパーセンター万力店 崎 山梨県山梨市万 幸 太 郎

届出の内容 既存店舗の変更

届出の公告日 令和三年四月八日

意見の概要 騒音対策の実施

センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館 階 山梨県県民情報

縦覧期間 この公告の日から令和三年九月二十一日まで

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 完了した。

令和三年八月十九日

十七番七、七百五十七番八、七百五十七番九、七百五十七番十、七百五十七番十一、 番一、七百五十七番三、七百五十七番四、七百五十七番五、七百五十七番六、七百五 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 山梨県知事 甲州市塩山上塩後字千手院前七百五十七 長 幸 太 郎

県公 報 第二百十五号 令和三年八月十九日

Щ

梨

Щ

二 公共施設の種類、位置及び区域 七百五十七番十二、七百五十七番十三及び七百五十七番十四の区域

次の図のとおり	道路広場
位置及び区域	公共施設の種類

に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲州市塩山上於曽千百七十七番地の一 商事有限会社 代表取締役 村田 朝日

## 公安委員会

山梨県公安委員会規則第七号

山梨県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め

令和三年八月十九日

山梨県公安委員会

田 信 彦

委員長

山梨県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。 山梨県公安委員会の事務の委任に関する規則(平成四年山梨県公安委員会規則第三

第二条第四号に次のように加える。

ヌ イ及びハに掲げる命令並びにへに掲げる延長の処分をする場合の書類の送達

この規則は、令和三年八月二十六日から施行する。

発行者

Ш

梨 県

甲府市丸の内一丁目六番一号